

工事請負契約約款

(総 則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別添の図面及び仕様書（この契約の締結時において効力を有する工事標準仕様書が別に存在する場合は、これを含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。）に従い、契約書記載の工事の請負契約を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完了し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その契約金額を支払うものとする。この場合において、工期が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日及び土曜日並びに日曜日は、この日数に算入しない。

3 この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、乙が、その責任において定めることができる。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 乙が、共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が、当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注にかかわる第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事着手届及び工程表)

第3条 乙は、本契約締結後7日以内に設計図書に基づいて工事着手届並びに工程表を提出しなければならない。

2 工程表は、この約款の他の条項において定める場合を除き、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号に掲げる保証のうちいずれかのものを付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同条第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第35条第1項の規定による部分払いのための検査を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 甲は、乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わな

ればならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

3 前項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 乙は、現場代理人並びに工事現場における工事の施工技術上の管理をつかさどる主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項の規定に該当する場合は、同条第4項で規定する「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」とし、同条第3項の規定に該当する場合は、「専任の主任技術者」とする。以下同じ。)及び専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)を定め、その氏名その他必要事項を甲に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者(監理技術者)又は専門技術者を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、工事の施工に関しこの約款に基づく乙の一切の権限(契約の変更、請負金額の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、第12条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除く。)を行使することができる。

3 前項の規定にかかわらず、乙は自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

4 現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 乙は、必要に応じて契約の履行について甲に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 甲又は監督員は、現場代理人、主任技術者(監理技術者)、専門技術者、その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく当該請求に係る事項について決定し、その結果を甲に通知しなければならない。

3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく当該請求に係る事項について決定し、その結果を乙に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書の定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2 乙は、設計図書において、甲又は監督員の検査(確認を含む。以下本条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 甲又は監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。

4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 乙は、設計図書において監督員の立会いを受けて調査し、又は調査に関して、見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

2 乙は、設計図書において、監督員の立会いを受けて施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 乙は、前2項の規定により必要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、甲が必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備するものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

- 4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い若しくは、見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に遅滞なく応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料、貸与品及び発生品)

第15条 甲から乙に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)並びに貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 甲又は監督員は、支給材料又は貸与品を乙の立会いを受け、確認して引渡さなければならない。この場合において、乙は、その品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に相当でないと認めるときは、直ちにその旨を甲又は、監督員に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、直ちに甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 甲は、乙から第2項の通知(監督員に対する通知を含む。)を受けた場合においても、当該支給材料又は貸与品について、交換その他の措置をとる必要がないと認めるときは、乙に対して、その旨を明らかにした書面をもって、当該支給材料又は貸与品の使用を請求することができる。
- 5 甲は、前項の請求を行うことが相当でないと認めるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて、他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は次項の規定により、支給材料若しくは貸与品の品質、数量等の変更を行わなければならない。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。この場合においては第19条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 7 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の確認により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり、使用に相当でないと認めるときは、直ちにその旨を監督員に通知しなければならない。この場合においては、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 8 乙は、工事の完了、工事内容の変更等によって不用となった支給材料又は工事の施工に伴い生じた発生品及び使用目的が終了した貸与品を設計図書で定めるところにより甲に返還しなければならない。この場合において、貸与品は、修理清掃の後、甲又は監督員の確認を受けて引渡さなければならない。
- 9 乙は、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 10 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 甲は、工事用地その他設計図書において甲が提供すべきものと定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を、乙が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに、確保しなければならない。

- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等により工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料等の物件があるときは、乙は当該物件を撤去し、当該工事用地等を修復し、甲に明け渡さなければならない。また、乙が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、工事用地等の修復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復を行うことができる。この場合において、乙は修復について異議を申し出ることができず、また、その費用を負担しなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第17条 乙は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示による等、甲の責に帰すべき理由によるときは、第19条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

- 2 甲又は監督員は、乙が第13条第2項若しくは、第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査し、又は確認することができる。
- 3 前項に規定するほか、甲又は監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限破壊して検査し、又は確認することができる。
- 4 前2項の場合において、当該検査等及び復旧に要する費用は、乙の負担とする。

(条件変更等)

第18条 乙は、工事の施工にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計図書の表示が明確でないこと。(図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤びゅう又は脱漏があることを含む。)
 - (2) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に明示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違すること。
 - (3) 設計図書に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果を乙に通知しなければならない。
 - 3 甲は、第1項の事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。
 - 4 前項の規定により、工事内容の変更又は設計図書の訂正がなされた場合においては、次条第1項後段及び第2項の規定を準用する。
 - 5 甲は、第1項の事実についての確認が、甲乙間で一致しない場合において、乙が工事を施工することができないと認められるときは、次条第1項の規定により、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。(工事の変更、中止等)
- 第19条 甲は、必要があると認められるときは、乙に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第3項の規定により、工期又は契約金額を変更しなければならない。
- 2 工期又は契約金額の変更は、甲乙協議して定める。
 - 3 甲は、工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、乙が工事の続行に備え、工事現場等を維持するために増加費用を必要とする甲が認めるときは、その増加費用を負担しなければならない。この場合における負担額は、甲乙協議して定める。
 - 4 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、高潮、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を越えるものに限る。)であつて、甲乙双方の責に帰すべからざるもの(以下「天災その他の不可抗力」という。)により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、第1項の規定により、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。
- (乙の請求による工期の延長)
- 第20条 乙は、天候の不良等その責に帰することができない理由により工期内に工事を完了することができるときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明示した書面により、工期の延長を請求することができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面をもって定めなければならない。
- (甲の請求による工期の短縮等)
- 第21条 甲は、特例の理由により工期を短縮する必要があるときは、乙に対して、工期の短縮を請求することができる。この場合において、短縮日数は、甲乙協議して書面をもって定めなければならない。
- 2 甲は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙と協議のうえ、通常必要とされる工期に満たない工期とすることができる。
 - 3 前2項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して契約金額を変更しなければならない。(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)
- 第22条 甲又は乙は、工期内に賃金又は物価の変動により契約金額が不適當となつたと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 前項の規定による請求は、契約締結の日から12月を経過した後でなければ行うことができない。
 - 3 甲又は乙は、第1項の規定による請求があつたときは、変動前残工事金額(契約金額から当該請求時の既済部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち、変動前残工事金額の1,000分の15を越える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
 - 4 変動前残工事金額及び変動後工事金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。
 - 5 第1項の規定による請求は、本条の規定により契約金額の変更を行った後、再度これを行うことができる。この場合において、第2項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替えて適用する。
 - 6 特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、契約金額が不適當となつたと認められるときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、協議により、契約金額を適当な額に変更するよう請求することができる。
 - 7 予期することのできない特別な事情により、工期内に急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適當となつたときは、前各項の規定にかかわらず、甲乙協議して契約金額を変更するものとする。(臨機の措置)
- 第23条 乙は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、乙はあらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむ

を得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第24条 工事目的物の引渡し前に、工事の既済部分、検査済持込材料、支給材料、貸与品又は発生品について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第25条 工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

- 2 工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、乙がこれを負担する。

- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当るものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第26条 天災その他の不可抗力により、工事の既済部分、工事仮設物、検査済持込工事材料、支給材料、貸与品、発生品又は建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、甲に対して契約金額の変更又は損害額の負担を請求することができる。

- 4 甲は、前項の規定により乙から契約金額の変更又は損害額の請求があったときは、当該損害の額(工事の既済部分又は通常妥当と認められる工事仮設物、検査済持込材料、支給材料、貸与品、発生品若しくは建設機械器具であって、検査又はその他乙の工事に関する記録等により確認し得るものに係る額に限る。以下本条において「損害額」という。)のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

- 5 損害額は、次の各号に掲げる損害に基づき、当該各号に定めるところにより、甲乙協議して定める。

(1) 工事の既済部分に関する損害

損害を受けた既済部分に相応する契約金額相当額とし、残存価値がある場合にその評価額を差し引いた額とする。

(2) 検査済持込材料、支給材料、貸与品及び発生品に関する損害

損害を受けた検査済持込材料、支給材料、貸与品及び発生品に相応する契約金額相当額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における既済部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる天災その他の不可抗力により損害が累積した場合における第2次以降の天災その他の不可抗力による契約金額の変更又は損害額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは、「損害額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額からすでに負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

- 7 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片づけに要する費用は、甲がこれを負担する。この場合において甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

(契約金額の変更に代える設計図書の変更)

第27条 甲は、第8条、第15条、第17条から第19条まで、第21条から第24条まで、前条又は第30条の規定により契約金額を増額すべき場合(費用を負担すべき場合を含む。)において、特別の理由があるときは、契約金額の増額の全部又は一部に代えて、設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第28条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに甲に対して検査の請求をしなければならない。

- (1) 工事が完了したとき。
 - (2) 工事の施工中でなければその検査が不可能なとき又は著しく困難なとき。
 - (3) その必要があるとき。
- 2 甲は、前項第1号に係る請求を受けたときは、請求を受けた日から14日以内に、前項第2号及び第3号に係る請求を受けその請求を相当と認めるときは、遅滞なく、それぞれ乙の立会いを求め、検査を完了しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、乙に通知のうえ、その立会いを求め、検査を行うことができる。
 - 4 乙は、前2項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
 - 5 検査に要する費用及び検査のため変質、変形、消耗又はき損したものを原状に復する費用は、すべて乙の負担とする。
 - 6 工事目的物の引渡しは、第2項の完了検査に合格したときをもって完了したものとす。この場合において、工事目的物が乙の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより甲に移転する。
 - 7 乙は、第2項の完了検査に合格しない場合で、甲が特に1回に限り改造又は補修を認めるときは、直ちにこれを完了しなければならない。この場合において、改造又は補修が完了したときは、第2項、第4項、第5項及び前項の規定を準用する。
 - 8 前項の改造又は補修が直ちに完了しないとき又はその検査に合格しないときは、甲は、工期経過後の日数に応じ、乙から遅延違約金を徴収する。この場合においては、第40条第1項及び第2項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

- 第29条 乙は、前条第2項又は第7項の完了検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から40日以内に契約代金を支払わなければならない。
 - 3 甲がその責に帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日数において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第30条 甲は、第28条第6項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 甲は、第1項の規定により、工事目的物の全部又は一部を使用したことよって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。この場合における負担額は、甲乙協議して定める。

(前払)

- 第31条 甲は、乙が公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結したときは、甲の定める金額を限度とし、乙の請求により、契約金額の40パーセント(1千円未満の端数は切り捨てる。)を超えない金額を前払金として支払う。
- 2 乙は、前項の前払金を請求するときは、この契約締結後(甲が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期)に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面(以下「保証証書」という。)を、甲に提出しなければならない。
 - 3 甲は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の前払金を支払う。

(契約金額の増減による前払金の追加又は返還)

- 第32条 甲は、前条第1項の規定により前払いをした後、工事内容の変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が変更前の契約金額の2割を越えるときは、甲の定めるところにより前払金を追加払いし、返還させることができる。
- 2 乙は、前項の規定により、甲が前払金の追加払いを認めた場合において、その追加払いを受けようとするときは、当該契約変更の日以後、保証契約変更後の保証証書を甲に提出したうえで請求しなければならない。
 - 3 乙は、甲から第1項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以後、甲が指定する日までに返還しなければならない。
 - 4 前項の場合において、乙が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額につき年3.3パーセントの割合(年当りの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(保証契約の変更)

- 第33条 乙は、工期が延長された場合は、甲がその必要がないと認めた場合を除き、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、工期が短縮された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。

(前払金の使途制限及び返還)

第 34 条 乙は、前払金をこの工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならない。

2 乙は、前項の規定に違反した場合、又は保証契約が解除された場合は、既に支払われた前払金を直ちに甲に返還しなければならない。

3 乙は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に年 3.3 パーセントの割合（年当りの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

(部分払)

第 35 条 甲は、工事の完了前において、乙の部分払請求を相当と認めるとき（現場説明会等において、乙の部分払請求回数について制限を定めた場合、その回数の範囲内で相当と認めるとき）は、検査に合格した既済部分に相応する契約金額相当額（以下「既済部分の代価」という。）の 10 分の 9 以内で甲が定める金額を支払うことができる。製作及び据付けその他の工事に関し、完成した製作品で検査に合格して現場に持込みを終わったもの又は甲の都合により現場持込みが困難と認められる製作品で、検査に合格して甲の指定する場所へ持込みが終わったものについては、甲は、工事の完了前において、乙の部分払請求を相当と認めるときは、その製作品に相応する契約金額相当額（以下「製作代価」という。）の 10 分の 9 以内で甲が定める金額を支払うことができる。この場合においては、第 29 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

2 前項の既済部分の代価（製作代価を含む。以下同じ。）は、甲が認定する。

3 第 31 条の規定により前払金が支払われている場合の部分払をするときの限度額は、前払金の額に契約金額に対する既済部分の代価の割合を乗じて得た額を控除した額の範囲内とし、次の式により算定する。

$$\text{部分払の額} \leq \text{既済部分の代価} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{契約金額}} \right) - \text{前回までの部分払の額}$$

(部分引渡し)

第 36 条 工事目的物について、甲が設計図書において、工事の完了に先だち引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該部分の工事が完了したときは、第 28 条中「工事」とあるのは、「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは、「指定部分に係る工事目的物」と、第 29 条中「契約代金」とあるのは、「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第 29 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する契約代金の額は、甲乙協議して定める。

部分引渡しに係る契約代金の額

$$= \text{指定部分に相応する契約代金の額} \times \left(1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{契約代金額}} \right)$$

(代理受領)

第 37 条 乙は、甲の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が、第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 29 条（前条において準用する場合を含む。）又は第 35 条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第 38 条 乙は、甲が第 31 条、第 35 条又は第 36 条において準用される第 29 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 第 19 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合について準用する。

(瑕疵担保)

第 39 条 甲は、工事目的物に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 28 条第 6 項（第 36 条においてこの規定を準用する場合を含む。）の規定により引渡しを受けた日から 2 年以内に行わなければならない。ただし、木造の建物の建築工事請負契約及び設備工事（電気工事、給排水衛生工事、空調工事等をいう。）請負契約の場合は、1 年とする。なお、前項の瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をすることができる期間は 10 年とする。
- 3 工事目的物が第 1 項のかしにより滅失又はき損したときは、甲は、前項に定められる期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から 6 月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- 5 乙が瑕疵の修補に応じないときは、甲は、乙の負担でこれを修補することができる。なお、このために乙に損害が生じても、甲は、その賠償の責を負わない。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第 40 条 乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完了することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延違約金を徴収して工期を延長することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、年 3.3 パーセントの割合（年当りの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。この場合において、検査に合格した指定部分（他の部分と明確に区別できるため、分割して引渡しを受けても支障がないと甲が認める履行部分を含む。）があるときは、これに相応する契約金額相当額を遅延違約金の算定にあたり契約金額から控除する。
- 3 甲の責に帰すべき理由により、第 29 条第 2 項（第 36 条において準用する場合を含む。）の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.3 パーセントの割合（年当りの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払いを甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第 41 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、第 1 号の規定により契約を解除するときは、何ら催告を要しないものとする。

- (1) その責に帰すべき理由により、工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 第 10 条第 1 項に掲げる「主任技術者」及び「監理技術者」を設置しなかったとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、契約に違反したために契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第 43 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当すると判明したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、工事の既済部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分及び必要と認める持込工事材料に対して、相当と認める金額（第 35 条の規定による部分払をしているときは、既支払の部分払金額を控除した額）を支払い、その引渡しを受けるものとする。

3 前項の場合において、第 31 条の規定による前金払をしたときは、当該前払金の額（第 35 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を、前項の規定による支払額から控除する。なお、乙は、受領済みの前払金額に余剰があるときは、甲の指定する日までに返還しなければならない。この場合においては、第 32 条第 4 項の規定を準用する。

4 第 1 項の規定により、契約が解除された場合においては、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

5 前項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による解除）

第 41 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令）又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第 2 項、第 3 項、4 項及び 5 項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（協議解除）

- 第 42 条 甲は、工事が完了しない間は、第 41 条第 1 項又は前条第 1 項に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議のうえ契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により契約を解除する場合においては、第 41 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用するものとし、甲は、解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (乙の解除権)
- 第 43 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。
- (1) 第 18 条第 5 項の規定により工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、工事を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。
- (2) 第 19 条第 1 項の規定により工事内容を変更したため、当初の契約金額から契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (3) 第 19 条第 1 項の規定による工事の施工の中止期間が当初の工期の 10 分の 5 (工期の 10 分の 5 が 180 日を越えるときは、180 日) を越えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 90 日を経過しても、その中止が解除されないとき。
- (4) 甲が契約に違反したために工事を完了することが不可能となったとき。
- 2 前項第 3 号の場合において、日数の計算は、第 1 条第 2 項の規定を準用する。
- 3 第 41 条第 2 項及び第 3 項並びに前条第 2 項の規定は、第 1 項の規定により契約が解除される場合に準用する。
- (解除に伴う措置)
- 第 44 条 契約が解除された場合においては、乙は、次項以下に定める措置をとらなければならない。
- 2 第 15 条の規定による貸与品があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 第 15 条の規定による支給材料があるときは、工事の既済部分として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は工事の既済部分検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 工事用地等に、その所有に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件 (下請負人の所有に属するこれらの物件及び前 2 項の貸与品又は支給材料のうち甲に返還しないものを含む。) があるときは、これを搬出するとともに工事用地等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、乙が正当な理由がなく、一定の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等を原状に復さないときは、甲は、乙に代って当該物件を処分し、その他工事用地等を原状に復することができる。この場合において、乙は、甲の処分等について異議を申し出ることができないとともに、甲のこれに要した費用を負担しなければならない。
- 6 第 2 項から第 4 項までに規定する乙のとるべき措置の期限方法等については、契約の解除が第 41 条又は第 41 条の 2 の規定によるものであるときは甲が定め、第 42 条又は前条の規定によるものであるときは、甲乙協議して定める。
- (賠償の予定)
- 第 45 条 乙は、第 41 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 第 41 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不正な取引方法 (昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号) 第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合
- (2) 第 41 条の 2 第 1 項第 3 号のうち、乙が刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- (火災保険等)
- 第 46 条 乙は、工事目的物及び工事材料 (支給材料を含む。以下同じ。) 等を設計図書で定めるところにより火災保険その他の保険に付さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく甲に提示しなければならない。
- 3 乙は、工事目的物及び工事材料等を、第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。
- (相 殺)
- 第 47 条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(紛争の解決)

第 48 条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議がととのわない場合、その他この契約に関して、甲乙間に紛争を生じた場合は、甲及び乙は、建設業法に定める建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 2 項及び第 12 条第 4 項の規定により、甲若しくは乙が決定を行った後又は甲若しくは乙が遅滞なく決定を行わない場合でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

3 甲及び乙は、前各項の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前各項の規定にかかわらず、甲乙合意のうえ、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補 則)

第 49 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

(平成 22 年 4 月 2 日改正)